

〈中京〉後見支援預金に係る特約

〈中京〉後見支援預金は、当行で定める「普通預金規定」によるほか、以下の特約に定めるところにより取扱います。

1. (利用対象者)

- (1) この預金は、預金者の財産を保護するため、預金者の成年後見人等(以下「後見人」という。)に対し、家庭裁判所が「指示書」を発行する場合に限り利用できるものとし、かつ1口座に限定します。
- (2) この預金に関する一切の法律行為は、別途届け出る預金者の後見人が行うものとします。
- (3) 後見人は、預金者のために必要が生じた場合、家庭裁判所に対し、必要な金額および理由を記載した「指示書」の発行を求めるものとします。(以下「指示書」は家庭裁判所が発行するもののことをいいます。)

2. (取引店の制約)

口座開設店のみを取扱店とし、当行の他の店舗では取扱いできません。

3. (取引の方法)

口座開設・解約、口座の入出金を含む全ての取引は「指示書」に基づき取り扱うものとし、当行所定の「手続依頼書」に後見人が必要事項を記入し、予めお届け頂いた印章を押印のうえ、提出してください。「指示書」に記載された有効期間の経過その他の合理的な事情がある場合は、取引をお断りすることがあります。

4. (口座振替等)

この預金口座は、各種利用料等の支払のための口座振替や、インターネットバンキング、モバイルバンキングの利用ができません。

5. (キャッシュカード)

この預金口座は、キャッシュカードの発行ができません。

6. (ATM利用制限)

この預金口座は、ATMを利用した預金の預入れ、預金の払戻し、振込、振替入金はできません。

7. (少額貯蓄非課税制度)

この預金口座は、少額貯蓄非課税制度の利用ができません。

8. (口座への振込)

この預金口座への振込は、予め「指示書」で指示された金額に限り入金できるものとします。当行への「指示書」の提示なく振込通知を受けた場合は、振込仕向金融機関あて資金を返却するものとします。

9. (自動送金サービス手数料)

この預金口座について、定期的な送金目的で自動送金サービスを利用する場合、「指示書」記載の定期送金額とは別に、当行所定の取扱手数料及び振込手数料を、振込の都度、この預金口座から引落しするものとします。

10. (決済用預金)

預金種別で決済用預金を希望する場合、もしくは一般預金と決済用預金の併用を希望する場合は、それを認めるものとし、併用希望については本特約第1条にかかわらず2つの口座開設とします。なお、決済用預金は無利息とする他は、一般預金の〈中京〉後見支援預金と同様の取扱いとします。

11. (届出事項に変更等があった場合の取扱い)

次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、各号に定める者が当行にただちに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。この手続きが遅れたために生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① 通帳または届出の印章の喪失:後見人
- ② 預金者の住所、その他の届出事項の変更:後見人
- ③ 後見人の選任および資格喪失:後見人
- ④ 後見人の印章、住所その他の届出事項の変更:後見人
- ⑤ 預金者の死亡の事実:後見人または預金者の相続人
- ⑥ 預金者の後見開始取消審判の確定:預金者または後見人
- ⑦ 預金者が未成年後見人であった場合:成年となった事実:預金者

12. (解約に関する特約)

(1) 次の各号に該当する場合は「指示書」によらず、口座解約手続きを行います。

- ① 利用対象者である被成年後見人が死亡した場合は、直ちに当行に届出てください。その場合は「指示書」によらず、相続手続きによって口座解約手続きを行います。
- ② 利用対象者である未成年者が民法に定める成年者となった場合は、「指示書」によらず預金者からの請求により口座解約手続きを行います。

(2) 次の各号に該当する場合は、当行はこの預金契約を解約できるものとします。なお、本項による解約を行った場合、解約事由とともに家庭裁判所に報告させていただくことがあります。

- ① 預金者が死亡した場合や未成年の預金者が成年に達した場合等、預金者が法定後見制度の適用外になったとき
- ② この預金口座の残高が第9条の定期的な送金目的の自動送金サービスの1回の定期送金額の金額に満たなくなったとき
- ③ 普通預金規定に定める預金の解約を行うとき
- ④ 法令の改正、経済情勢の変動その他の事由により、当行がこの預金の継続的な提供が困難であると判断した場合

13. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

14. (適用条項)

- (1) 本特約に定めのない事項については普通預金規定が適用されるものとします。
- (2) 本特約条項と普通預金規定の条項の間で抵触する事項については、本特約条項が優先するものとします。
- (3) 本特約条項および普通預金規定に定めのない事項が発生した場合は、当行と協議のうえ決定するものとします。

以上